

馬場末遺跡土師器出土状態 (広田典夫氏提供)

な物を盛るものであるから、食料もしいに豊富になってきたのであろう。また前述小児を埋葬した壺棺もでた。心情も豊かになってきたものである。「手づくね土器」といわれる祭器があった。これは弘岡中の後田でも発見されたのであって、岡本氏は川の神を祭ったものと推定され、馬場末でも近くを流れていた川の神を祭ったものであろうといわれる。馬場末は南に新川川、東に長谷川と川に近い。洪水も恐しいが、魚貝類も多く天恵でもある。もともと馬場末そのものが、以上の両川により挟まれた前述自然堤防である。西を町役場庁舎背後の丘陵台地によって保護され、洪水の際の土砂の堆積は、丘陵の末端を起点として進んだものである。そうした理由とは別に、太古の人びとは素直に川を怖れそして敬って神として祀ったことであらう。ところでこうして第五世紀頃ともなれば、大量の土師器によって代

これらの切畑が、原始農耕としてすでに縄文末期に日本で生れていたとするならば、このうえに米作りが加わったのであるが、また米作りと前後して畑作として伝わり、それが自然堤防のほか、東ナゴロのような緩傾斜の山地利用として、別の道を辿ったこともないとは云えてないであらう。たとえば弥生末期の高地集落との関係もある。いまは筆者にはこれ以上述べる力はないが、いずれにしても弥生時代約五百年間に、水田も畑作も発達したのであって、おそらくは少々の牛馬も伝えられ、これがつぎの時代への条件となっていく。以下古代にむかって進むことにしよう。

古代の春野

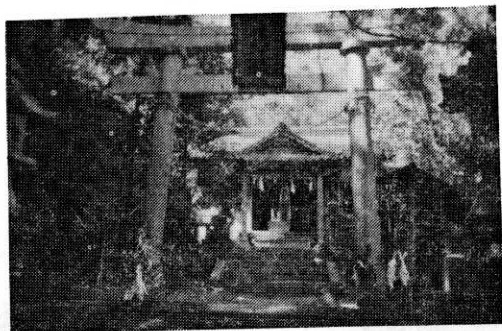
馬場末遺跡と吾川国造

馬場末遺跡 大陸文化の影響で急速に発達する日本は、いわば一種の疾風怒濤しゅうふうどとうの時代のように弥生時代進展を遂げ、紀元第一世紀北九州には、中国の後漢の光武帝より金印を授けられた奴国なこくが現われ、さらに第三世紀には有名な邪馬台国やまたいこくも出現し、ついに第四世紀には大和朝廷による日本統一の推進となるが、四国山脈により中央から隔絶した土佐では、そうした歴史は伝えられていないが、後述のように第五世紀頃には土佐国造も現われる。土佐国なりの統一が進んでくるが、春野についてこの点で注意されるのは、馬場末遺跡の発掘であって、その成果はまた山根遺跡に劣るものではない。すでに第三世紀のものと考えられる「ツボ棺」について述べ、時代とともに人の生活にも心情にも豊かさが加えられたとしたが、馬場末遺跡より出土した大量の土師器はじきが―馬場末土器

これらの社の多くは平安末期―鎌倉期にかけて、熊野神社、八幡宮信仰の拡大を示す社名であるが、そのほか古墳時代大和朝廷の勢力拡大の時、また中央の神々を迎えているので、いまは、前記推理した在地の悠久の昔の氏神の姿を知ることができないが、いずれも、もとあった氏神に新たな神を迎え、そのため元の神々は消えたもの

地区名	社名	地区名	社名	地区名	社名
弘岡上	八幡社	芳原	王子権現社	東諸木	正八幡宮
同中	荒倉大明神社	内谷	天神宮	西諸木	若一王子社
西分	六條若宮八幡宮	仁ノ	八幡社	秋山	星神社
				甲殿	住吉四所大明神社
					森山八幡宮
					岐神社

さらに注意されることは、この低湿地のいきつめに岐神社(船戸)のあることである。この社が戦時中徴兵除け―動員遁れとして、ひそかに参る人があったことは知られているが、これは旅行の安全を祈ることからの後世の付会である。お礼参りに、わらじを奉納するのも何かしら古めかしいが、この社と低湿地水田と銅鉾との三つを、ここで結び付けることはできないだろうか。すでに馬場末遺跡から川―水を祭る祭器が掘り出されたことについて述べたが、米作りと水は切っても切れない関係である。また農業がはじまれば土地の私有が進んでくる。土地の価値が上がるわけである。そしてあるものが土地を集めると、その子孫は恩恵を受け、土地を集め開いた先祖を神として祀ることになる。自然の水と先祖と土地を含んで一つの神が生まれてくる。氏神である。もともと原始の世は信仰心が厚い。すでに超越力を怖れ拜む習慣は成立している。その線上に氏神が生まれ、やがてもちろん産土神―集落の神となり、共同体の首領によって祀られながら共同体を統率していくことになる。いま春野町内の主な神社を表示すれば左表となる。



岐神社 (西畑)

表されるように、人びとの生活は向上し、生産は豊かになるのであって、自然堤防上に相当の集落は当然に生まれ、そこに村の生活が展開しなくてはならぬ。もちろんすでに山根遺跡の昔から、人びとは集まって村をなしたと思われるが、そうした村とはちがった村である。それは豪族を中心にした村、氏神を中心にした村であって、共同生活を行ないながら、それは身分差を持った人びとからなる村である。

神々の村 ここで、前に触れた西畑吹家の銅鉾についても一度考えてみよう。「春野町史」稿本の筆者も述べているように、豪族の家宝というのであって、考え方を換えれば祭器にもなる。いずれにしても銅鉾を持った人―家と、持たない人―家との違いは激しい。これが身分差というものである。ところでこの銅鉾を持った家が、どこにあったかを推定することはむづかしい。当時の集落跡ももちろん発見されていないからである。あるいは、銅鉾が単独で後になってよそから運ばれてきたと考えられないこともない。しかしここで、原始農業―低湿地稲作について考えてみれば、注意に値いすることがある。吹家には「長宗我部地検帳」のいう「江」があり、現在でもかなり地下水の高い低湿地水田が広がり、減反政策で放棄されていたのを見た。すでにこれらが稲作の最初行なわれたところであると考えたが、この付近には仁淀川の自然堤防があり、今は度々の洪水で集落は山の麓に移動しているが、地検帳の時代には、自然堤防の上が集落の中核であったことが、切図によってたしかめられる。人びとは自然堤防に住み、低湿地水田を耕すとともに、川や入江で魚を捕えたことであろう。

と考えられ、以上の神々のほか、村々に今はひっそりと山影に消えようとしている神々も、その昔農業がはじまり集落の生まれたころは、人びとの心のより所として祀られたものである。

ところでこれら神々のうち、弘岡三カ村の産土神として尊ばれた荒倉神社には左の社記がある。

往昔当処は大野郷弘岡村と唱へ、最も乾燥の土壤にて人民耕作に便ならず、因て当大神の雷電^{かみなり}、雨^{あめ}の靈現^{たまげ}を深く奉仰し、是の荒倉山に奉齋し、谷水を大神の御手洗に滌す。之を決して広野耕田に灌ぐ、是より人民水利を得農業に励み村民鼓腹す。

祭礼遙に仁淀川迄御神幸これある所、其の後漸次に懈り僅に拾丁計御神幸相成る。明曆四年山内氏始て荒倉山に「以下破失」

この社記も悠久の昔を伝えるとはいえないが、この社が、荒倉とよばれるような偉容の山塊―仏像構造線の示す断層―に宿る水の神の信仰であることは確かであって、事実現在も社の背後には清冽な水が豊かに湧出してゐる。低湿地水田はもともと無灌漑であるが、無灌漑は不安定でもある。旱天には水が不足する。この時人びとは雨を求め水を求めてここに祈る。もちろんやがてこの水を溝によって田に引く努力も行なわれるだろう。そして集落の長はこの神を祀ることによって水を支配し、人びとを統率していく。社記によれば、同社の遷宮の供え物には、上々白餅米壹斗二升、吉黒米壹斗二升、大杉原紙三帖、大中折紙壹束等がある。これも後世のものであるが、米―稲作と神社信仰の関係の深さはわかる。別の史料には神酒、かわらけ、のし、三方もある。

こうして村々が生まれ、そして氏神が生まれた時代を古墳時代と呼び、大体紀元四世紀から七世紀頃までである。この時代中央の大和(奈良県)河内(大阪府)等ではまず四世紀巨大な前方後円墳が現われ、大和朝廷の成長が示されるが、土佐にはそうした巨大な墳丘は顕著でないうえ、やっと六―七世紀になって小型の円墳が造られる。吾川郡でも伊野町の八田、枝川には現存している。この点について惜まれるのは、弘岡中横手の古墳の完

全な滅亡である。揚田武実氏を煩わし、横手のことと思われる所をさがしたが、ついにその痕跡さえも発見できなかった。またこの古墳を取り毀した時発見された遺物も、いまはどこに散佚したのか、まったく不明である。終戦前後の悪い時期であったとも思われるが、まことに惜しいことである。岡本健児氏によれば、遺物は須恵器であって坏―食器―と呼ばれるものである。おそらく第七世紀築造の小型円墳ではなかったかというのである。朝倉古墳のように巨大な石材を使っていたなればあるいは一部残ったのであろうから、その推定は正しいと思われるが、横手は前記荒倉明神社より南方一キロであり、そして江にのぞむ低湿地である。いまもひろの多い湿地が谷間を占めている。また山根発掘直前に発掘調査の行なわれた後田遺跡は、東方五百メートルほどであって、ここでは同時代の製作と考えられる手づくね土器―川の神を祀る祭器―が発見された。荒倉明神、横手古墳、低湿地水田と考え合わせて、第六―七世紀には村々が、このように各地に成立してきたとすることができよう。山根に米作りが伝わって千年近くも経たのであった。そしてこれらの村々は、自然堤防または扇状地と低湿地をそれぞれ組合わせた一区画であって、これが現在につづく長い村の歴史を貫く基本的なパターンのものである。すなわち後述近世の村々をみればわかるように、かならず溪流沿いの低湿地、これを利用する扇状地または自然堤防の集落が見事に組合わされている。長い歴史の所産であるといえよう。

古代の春野
仮説吾川国造 こうして成立した村々の上に、大化改新によって国、郡、里(郷)という整備した地方制度が実施されるが、その前に紀元五―六世紀頃大和朝廷の統一支配のもとに、国造、県主という地方制度が生まれ、前記村々はこの国造、県主制のもとにまず組入れられたが、土佐国の場合県主については伝えられていない。国造についても、わずかに波多の国造天韓襲命、土佐の国造小立足尼の二人の名が散見するだけであって、他に伝えられたものはない。これに対して吾川国造の存在を仮説として提出するのは、以下の理由によるものであ

る。まず大化改新後土佐に四郡がおかれたことである。近世土佐の史学研究書の「土佐幽考」、「南路志」、「土佐国編年紀事略」等はいずれも土佐を四郡とするが、その原拠は「続日本紀」に「光仁天皇宝亀九年三月己酉土佐国司言さく、去年七月風雨大切四郡百姓産業損傷す、しかのみならず人畜流亡盧舎破壊す、詔して賑給を加え給う」原漢文である。前田和男氏はこれに疑問を持ち「四郡の百姓」とは、「部内四郡の百姓」高知県史古代中世編と解されている。すなわち「『四郡百姓』は土佐全土―全郡の百姓とも、土佐の国内の郡のうち四郡の百姓とも、解することができよう」というのであって、後に仁明天皇承和八年（八四一）分置の高岡郡は別にして、土佐国に六郡が当初置かれても不都合ではないとされている。筆者は、ここではいちおう先学の諸書に従い土佐に四郡がまずおかれ、ついで分割して長岡、香美、高岡を加えて七郡となったとするものであるが、それとは別に、上記四郡が実は古墳時代に国造が置かれたところであると考える。すでに岡本健児氏は「高知県史考古編」で、遺跡遺物から安芸国造を想定されている。また新野直吉氏の「国造と県主」には、凡直伊賀麻呂（伊賀麻呂のあたいがまろ）あるいは安芸太郎等から安芸国造を考えられている。筆者が吾川国造を考えるのは、まず以上の先学の所説からきたものである。

さて吾川郡は大化改新政治が動き出した時から設置されたとしよう。この時郡司に任ぜられたものは一般に改新詔の第二詔の駅馬・伝馬制の規定の前に、

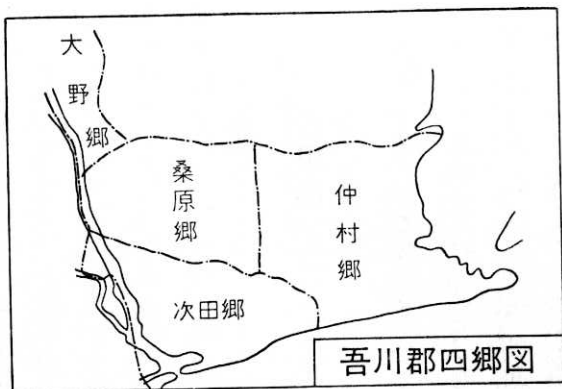
其れ郡司には並びに国造を取れ、性識清廉にして時務に堪える者は大領、小領とし、強幹聰敏で書算に巧みな者は主政、主帳とせよ。

とあるように、国造より郡司に任用したものである。「日本古代地方制度の研究」新野直吉には、これをもって「国造制が大化改新において、原則的方針として新国郡司制に切り換えられることになったと見られる」とされ、その大綱は学界の定説となっている。そこで逆に考えるならば、吾川郡となるまえに、吾川国造がなければ

ならないことになる。土佐と波多（幡）に国造があった。これは確かである。また安芸にも国造があったとすれば、吾川郡に吾川国造があつて不都合はない。いやなければならぬことになる。また地域的に吾川郡八郷は、仁淀川兩岸に跨がる吾南、高東の平野であつて、ここに国造制に移した統一的な地方勢力が台頭し、それが国造制に組み込まれたことは自然であると思われる。ただそうした勢力存在の裏付けとなる遺跡遺物は、現在多いとはいえない。吾川と名乗る中心的な郷の所在もはなはだ不確かである等弱点はあるが、古代末、高岡郡蓮池には蓮池権頭家綱と名乗る豪族が台頭し、現土佐市蓮池城跡にその居住地が比定されている。この蓮池氏は前述安芸太郎と同時代であつて、安芸太郎同様に古代郡司の流れを汲み、さらに国造へも溯ることが不可能ではない。現在でも春野町よりは、土佐市の方が平野としては広く、当初吾川国造の成立した頃、むしろ土佐市の方に重点があつたのではないかと考えられる。ただこの点については、後述吾川郡（家）衛が、春野町西分地区大寺付近と考えられる等矛盾があるのであつて、ここに早急な結論は不可能であるが、とにかく吾南、高東にわたる統一的な政治単位が生まれ、それが吾川国造となつて、いよいよ大化改新を迎えることになつたとしよう。

吾川郡と律令支配

吾川郡八郷 大化改新による改新政治が発令されたのは、大化二年（六四六）正月であつた。土佐国にもすでに国造制が貫徹していたので、改新政治も大きな抵抗なく実施されたのである。以下前田和男氏編「新編土佐国古代編年史料」によれば、天武天皇四年（六七五）には、「土左大神神刀一口を以て、天皇に進む」「日本書紀」原漢文とあつて、伝統ある土佐国造守護神の土佐神社も、神宝を献上して改めて忠誠を誓う。また同天皇十三年



(六八四)十月十四日の大地震には大津波が起り、「大潮高騰、海水飄蕩、是に由り運調船多く放失せり」「日本書紀」原漢文と土佐の国司が報告している。すなわち「土左国司言」と同書の伝えるところであって、国司制度は運調船とともに明らかに動き出している。壬申の乱を勝利に導いた天武天皇の時代であれば、すでに大化改新後四十年をへている。当然とすることができよう。

律令制を地方で実現するのは国司、郡司である。国司は中央政府より地方官として赴任し、郡司は前述のように国造の横取りであった。土佐に国司が赴任するようになれば、四郡には郡司がおかれ、吾川郡にも郡司が任命されたはずである。すこし時代はさがるが、前述仁明天皇の承和八年(八四二)「土左国吾川郡八郷、各四郷に分ち、二郡を建つ、新郡を高岡と号す。郡司は元四員を分けて各二員を置く」「続日本紀」原漢文とした記

事から考えて、吾川郡が仁淀川によって二つの郡に分けられたのであって、改新後二百年間は吾川郡八郷として一括統治されていたことになる。これら郷は第十世紀はじめ源順編修の「和名抄」によれば、吾川郷、桑原郷、次田郷、中村郷、大野郷、高岡郷、三井郷、海部郷である。以上の内吾川、高岡、三井、海部の四郷が高岡郡に分離されたとされ、八郷それぞれは現在の市町村域に宛てられている。近世の史家の努力によるものであって、それによれば、二分後も吾川郡に属した大野郷は大体現在の伊野町に、桑原郷は弘岡に、仲村郷は西分から長浜にかけて、残る次田郷を秋山、森山、仁西地区とする。多少異論を称えるものもあるが、史料の伝わっていない

現在、これ以上はどうにもならないであろう。

右の四郷のうち大野郷と仲村郷とは、「長宗我部地檢帳」の時代まで生き続けて村方の名称であったが、桑原郷と次田郷は早く消える。もちろん「和名抄」時代までは前述のように生きているのであって、また前記前田氏編集史料には、「寧楽遺文」から左の記録を載せている。これは「正倉院御物 緑絶大幡断片」にあるもので、

土左国吾川郡桑原郷戸主日奉部夜恵調絶壹匹長六丈
広一尺九寸

天平勝宝七歳十月

主当国司史生大初位上田辺史祖父
郡司擬少領先位秦国勝方

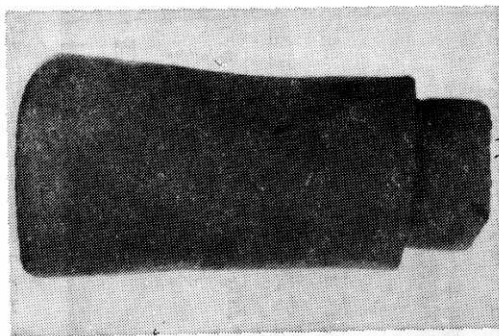
このように「桑原郷」は、第八世紀健在であるうえ、桑原郷の戸主名や吾川郡司の名も出ている。桑原郷が弘岡とすれば、日奉部夜恵は弘岡のどこかに住んでいたであろう。また秦は八田(伊野町)ではないかと推定される向きもある。

こうして春野町は律令制下桑原、仲村、次田三郷として編成され、国司の命を受けて前記秦国勝のような郡司によって支配される。ところで、これら郡司施政の中心郡衙はどこにあったらうか。仮説吾川国造からいえば高岡郷でなければならぬが、岡本健児氏は、仲村郷の西分付近を郡衙所在地と考えられているようである。同氏著「高知県史考古編」には、西分の大寺廃寺すなわち「長宗我部地檢帳」時代なお存在した左の、

大寺。寺。中。
一所参代 下 薬師堂床三間四面
ヤシキニ取

同村 大寺寺中
喜津賀分

を取りあげ、この大寺が「和名抄」の仲村郷を伝える地域にあるうえ、さらに発見された古瓦には、単弁蓮華文



西分大寺出土古瓦（上田勇夫氏蔵）

の鏡瓦あぶみがあり、また平瓦には凸面に縄目文、凹面に布目を付けたものがある。丸瓦は有段式の玉縁瓦であるが、これら「その発見された古瓦類から、その年代をだいたい奈良時代、それも国分寺ができて以降と考えたい」とされる。なお右の大寺廃寺を安芸郡奈利町コゴロク廃寺、高知市秦泉寺廃寺とともに「郡衛関係の寺院と考えてよいのではないだろうか」と推定され、国分寺と国衛関係同様に、「郡衛と密接な関係を持つ寺院であろう」と結ばれる。郡衛と密接な関係を持った寺を郡寺として近時注目する向きがあり、稲垣晋也氏は「寺院跡にみる白鳳時代」「朝日新聞」で、当時の「寺は鎮護国家の道場であるとともに、教育の場今の学校の役割」を持ったのであって、郡寺が「律令制度を運営するために、文字を知り法令を覚え、計算のできる官僚を大量」に養うことを狙ったものと推定される。事実とすれば、大寺はあるいは南学に先んじる春野町最古の教育施設―学校ともなるわけである。

しかしながら岡本氏は慎重で、大寺廃寺等を郡寺と定めるためには、まず「何等かの努力によって、郡衛跡を発見しなければならない」とされている。結局は掘り出してこの目で郡衛を確かめる必要があるというのである。この「何等かの努力」の一つは、もちろん昭和四十九年（一九七四）八月の、西分馬場末遺跡の発掘である。直接には大寺廃寺跡の発掘が狙いではあったと思われるが、その背後に、吾川郡衛発掘への期待が窺われるようである。その結果は、前述夥たしい土師器―馬場末式土器―のほかに、大寺廃寺のものと考えられる焼けた古瓦、およびこの期の生活用具の須恵器も発見されたが、焼けた古瓦から大寺の焼亡も推定されている。郡衛発掘

にはなお時間を要するとしても、桑原、仲村、次田三郷の境界地域として、この地は郡衛として適当の場所と思われる。

ところで春野町三郷のうち、仲村の部分は約半郷分であるので、五十戸を一郷とする令の規定から、春野地方の戸数は当時百二十五戸となる。扇状地や自然堤防にこれらの戸数が成立していたのであって、一戸三十人の大家族とすれば、人口四千人と推定される。戸主たちは家族の性別、身分に応じて国有となった田地の班給を受け、代りに租、庸、調、雑徭ぞうりょう、出挙しゅきょ等の貢納に服する。また彼らの有力なものは郡司、里長に起用され、律令制の末端に関係しながら、共同体の指導者として氏神、水利、水防を中心に団結を続けたものである。

貢納雑考 律令制では六才以上のものには、それぞれ基準にしたがって田地を班給し、田地には租を、人には庸、調、雑徭などを賦課したが、田租は収穫の三パーセント程度で軽く、代りに庸、調、雑徭等が重課であった。田地を比較的公平に与え、共同体の成員として生活させることによって、得られる各種生産物を、なるべく多く政府に貢納させる仕組である。

土佐国から貢納させた庸、調については、第十世紀の記録「延喜式」に詳細である。いま「土佐国編年紀事略」等により左に整理した。

亀甲十枚、交易亀甲四枚

神祇官へ

羚羊（かもしか）角並びに櫛子各四合

内藏寮へ年料

黄楊子七枚

内匠寮へ年料

零羊角四具、黄楊木六枚

民部省へ年料別貢

蘇十壺

六年一度

交易雑物亀甲四枚、煮塩あぶの年魚五伍

紫菜一百五十斤、苔廿五枚、櫛子きかだる四合 主計寮

夏調一中糸並びに絹

調の排帛三十疋、縹帛十五疋、堅魚かつお八百五十五斤、自余輪絹、庸の白木の韓櫃十四合、自余の輪の綿、米、亀甲十枚、紙、

胡麻油、堅魚、雑魚の鱚ひもの、煮塩の年魚、鯖

健兒三十人

馬 左右馬寮へ

甲一領、横刀六口、弓二十張、征矢十具、胡篋十具、雜菜十三種（菓草）一独活うど、細辛ひまのひたい、牛膝いのこ、葛蒲あまめ、升麻そのあし、木解すくなくこなすく、
栝からすり、薯蕷やまのいも、桃仁ももづめ、車前子おおぼこ、秦椒なるはじか、決明子いたちのまき、呉茱萸くれのしじかめ（以上年料）

押年魚一千隻、煮塩年魚五伍、鯪漬小鯪四伍 贄殿へ

春米四百石 内 白米
黒米

大炊寮へ
八省及び内蔵寮へ

これらの庸、調の貢納物をいちいち現在明らかにすることは容易ではないが、まとめていえば武具、衣料品等の手工業品と、水産物および菓草類のようである。いずれも当時のいわゆる班田農民の骨を折った生産物である。ただ右の表からみる限りでは、その数量には問題があり、そのままでははなはだ重課であって、班田農民を没落、あるいは逃亡させる契機となったとは考えにくい点はある。前述天平勝宝七年（七五五）の吾川郡桑原郷戸主の「調絶あしきぬ、壹疋長六丈、広一尺九寸」からすれば、一戸一年二反の調を貢納したことになる、この割からいえば、土佐国で二千疋の絶が貢納される割合であるが、その点疑問としておこう。ただ光孝天皇の仁和三年（八八七）以後、政府は、土佐国等の貢納を叱責、督促しているので、やはり重課であったに違いない。いっそうの「延喜式」の研究が望まれよう。

なおこれらの貢納の手工業品は、どうして生産されたのであろうか。伝えられたものはないが、前記桑原郷が弘岡ひろおかであってみれば、郷戸主日奉部夜恵は弘岡のどこかに住み、調の絶一平織の粗にして太い絹織物を製造したのであろう。彼は屋敷内に機織場を設けて家族か奴婢を使役したものとと思われる。絹ともなれば蚕も飼わなければならぬ、桑畑も必要である。屋敷廻りに桑を作り、自分の衣料は、こうぞ等の皮で織った太布でことたしながら、せつせと貢納の絶を織ったことであらう。

また水産物には、海産の鯪あわびと川からとれる年魚あゆがある。鯪は磯浜でとれるので、甲殿、仁ノへかけての海岸では次田郷の人たちによって、鯪が漁獲されて貢納となったことも考えられるが、とくに年魚を贄殿にえどのに納めたことは注意される。仁淀川の上流には贄殿一宮中の台所からきた名前と伝えられる。これには異論もあるが、「延喜式」の貢納にはまことに年魚が多い。仁淀川沿いの春野地方であってみれば、年魚の肥大した季節に、漁獲してこれを腐敗しないように製造、貢納したことであらう。伊野町八田の渡瀬の本で、河川工事中に地下三・六メートルの深さで丸木船が出土したという「高知県史考古編」。奈良時代以前と推定されるが、このような小船を使って人びとは貢納用の年魚を追う。もちろん自分たちの好ましい食料でもあったわけである。

ところで前記「延喜式」の貢納表よりも、はっきりと一郷一五十戸の貢納を示す記録がある。これは「土佐の封戸について」「高知地方史研究」で、前田和男氏が紹介された東大寺「東南院文書五四五」である。実はすでに「土佐国編年紀事略」で紹介されたように、孝謙天皇の天平勝宝四年（七五二）に、

同年十月廿九日、東大寺寺家雜用料土左国土佐郡鴨部郷五十戸、吾河郡大野郷五十戸を以て永く配して東大寺の封に充てらる。

と東大寺の封戸ふせうに土佐国の鴨部、大野二郷が宛てられる。封戸とはその郷内の庸、調が封戸主一ここでは東大

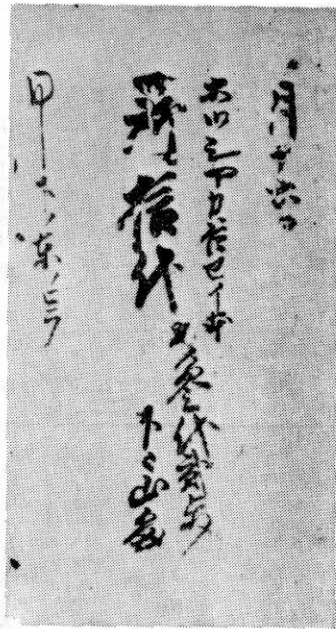
寺に国司からそっくりそのまま納められるのであって、いわば荘園への一つの道でもあったが、その点はまた後述として、ここでは「東南院文書」から一郷一五十戸一の貢納を数量的に抽出してみよう。整理すれば左のようである。もっとも史料には二郷一戸一分をまとめて示しているが、内訳を示しているので、整理ができたものである。

種類	数量
調絹	三十疋二丈二尺五寸
庸綿	四十四屯八兩
米	十二石七斗六升
租白米	二十一石
油	二斗八升八合
仕丁	二人
仕丁の飯米	八石七斗三升

これはいずれも吾川郡大野郷の分である。米の貢納が多くなっているのは租も納めたからであろうか。とくに綿（真綿）等の数量も理解がむづかしいが、当時の生産力の低い時代に、以上の数量は多くの時間と労力を費したものであることは理解されよう。また右のうち「仕丁」とは、東大寺の雑役のためはるばると奈良へまで出掛けたのであって、喜ばれなかったであろう。両郷計四人のうち一人だけが勤めたのであって、あと三人分は銭で代納している。もっとも首尾よく勤めて帰ったものは、国の中央部の光景に触れて、隣人たちにその繁栄を伝えたと思われる。

律令支配 紀貫之が土佐から任満ちて帰京する時、土佐の人びとが、別れを惜しんだことが「土佐日記」に伝えられている。これは実は例外であって、国司は欲張りで苛斂誅求を事としたことは通説になっている。たしかに激しい労働の結晶を「貧窮問答歌」のように、里長から収奪されていたようであるが、それらがすべてでは政治というものではない。国司は田から納める租を手元に止め、これを使って飢饉には難民を救恤するとか、あるいは用水灌漑施設を構築するとかと働いている。もちろん悪徳汚吏はけっして少なくはなかったであろうが、い

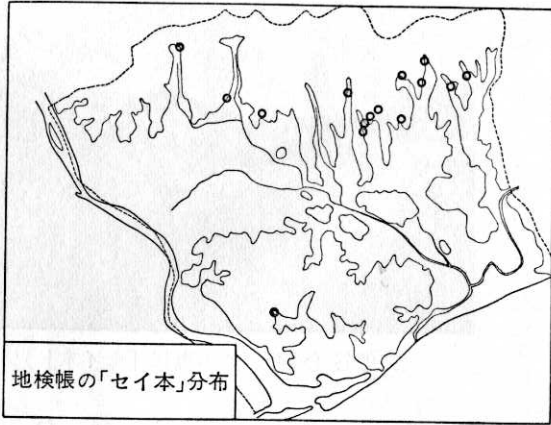
まも土佐山田町の岩積付近には、条里制地割といって、国司が開発を指導したと思われる規則正しい地割があり、用水を物部川から導入する。そのため石を築いて堰の工事をしたという「土佐幽考」⁸⁾。国司は相当に鉄製農具を確保もしていたので、そうした事業もありえたのであろう。またそうすることが国司の収入へと連なりもする。ところで国司の下に郡司があった。実際にこれらの仕事の先頭に立ったのは郡司である。これは在地出身であり、また世襲的でもあったので当然である。吾川郡の郡衙が現在の西分付近にあったとすれば、郡司が春野地方でも何かこの方面の仕事をしたのではなからうか。野中兼山に先立つ事業として注意されるものである。残念ながら、これについて伝えられる記録はもとより、伝誦さえもない。まことに遺憾である。



「セイ本」(喜津賀東分地檢帳)

そこで例によって「長宗我部地檢帳」をみた。これを手掛りとすることはできないかといっているのである。前述低湿地水田開発の歴史は古いが、これに対してもっと新しく開かれた水田は、谷の奥に堰を設けて扇状地に水田を造る。これが律令制下郡司の手によって行なわれたのではないか。ところが地檢帳に「セイ本」という注意すべき地名のあることが発

見された。まさに「江」に対応するものである。いま繁をいとわず先人の努力の跡を偲ぶためにも、「セイ本」を地檢帳から引き出してみよう。



西分には

正音谷ノセイ本 壹反卅代地川ニクエ残谷東地
一、貳段廿六代勾 下

トコロ谷セイ本
一所 壹反参拾代 出参十八代勾 中

大二郎谷セイ本
一、拾代 出十三代 下々

クシカ谷セイ本
一、八代貳歩 下々山畠

ついで内谷には

ホツシヤカ谷セイ本
一所 拾代 出参代貳歩 下々山畠

馬ツメ谷セイ本
一、拾貳代参歩 下々山畠荒

芳原には

カチ谷セイ本
一所 五代 下々山畠久荒

同村 小野神左衛門尉給
同 し

西分 □□□ 磯市左衛門給
左京進 殿御分

同 同村 吉良彦大夫給
同 し

同 同村 散田
同 し
道久扣

東分内谷村 散田 森弁助扣
左京進 殿御分

同 同村 散田 門屋鶴寿扣
同 し

東分吉原村 散田
左京進 殿御分
与右衛門扣

石神谷セイ本
一、五代貳歩 下々山畠

同しノ奥谷セイ本
一、参拾代 出十八代 下

弘岡上には

桜ノ下井ノ本
一、壹代貳分 下畠

同 同村 サン田
同 し
源左衛門扣

同 同村 柏尾山領
同 し

同 同 主作
同 給

弘岡下には

同所ラクセイモト
一、拾代 出貳十三代三歩 下々ヤシキ

同所ノ口井ノモト
一、拾貳代五歩 下々

仁ノには

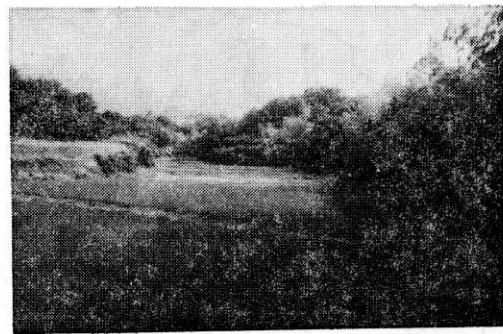
井ノ本
一、壹反 出勾 中

同 大夫衛門ゐ
同 給

伊与川本 □田分 主作
富春買地

同村 小島久左衛門給
同 し

以上の分布を图示すれば上図の通りである。
さて「セイ本」とはどのような所であろうか。ずばり井ノ用水路の起
点である。したがって「セキノモト」とも類似点がある。谷をせいで用



大二郎谷（西分、この奥に「セイ本」）

組織も必要である。しばしば里長がこれに当たったことであろうが、巨岩大石を割ってということになれば、郡司の関係が必要となってくる。郡司の開発にはまさに恰好である。こうして扇状地は水田化を進めたものである。ただこれを確定する史料がないことと、愛媛県松山市の古照遺跡等では、堰の建設がもう少し早いようである等、推定の困難な面もあるので、以上十余の「セイ本」がすべて郡司の手になったというよりは、その幾つかに郡司の手が考えられ、律令制の積極的な一面を語るものとしよう。

なお「セイ本」分布図によれば、ほとんどすべてが西分、芳原、内容の三

水を導くからである。この地名が地検帳に多いのは、検地の起点として便利な点もある。「セイ本」から検地をはじめ、用水の一方から下流に向かい、ついで下流から「セイ本」まで検地してくるのである。事実地検帳を読めばしばしばそうなっている。ところでこれら「セイ本」を現地に見れば、谷の奥まった所であって、谷川に石を築いてこれを堰き止めて水を導くか、または谷の奥から湧水を用水路に導いている。つまり水田の一番奥であって、この地を起点にして水田を開いたことは一目瞭然である。いまや用水路のないままでの水田の時代は終った。谷川、湧水を利用するための用水路建設の時代に移る。そのためにはより勝れた技術と農具を必要とし、また人びとの協力の

大二郎谷セイ本（西分、湧泉）



地区に集中しているのであって、荒倉以西の「川内」と対比されるが、これは柏尾山、烏帽子山等の高い山地より流下する溪流による扇状地の成立の結果である。これらの扇状地は末端では低湿地に臨んでいたもので、まず低湿地に挑み、ついで扇状地面の開発に進んだのであろう。その他の地域には扇状地はないので、低湿地水田から自然堤防へと開発は進む、この点はまた、「ヒノクチ」「ヒノシリ」等の地検帳の地名を手懸りに中世編で考えることにしよう。

最後に国司、郡司の政治についても少し続けよう。前田和男氏の「新編土佐国古代編年史料」には、天平九年（七三七）六月の太政官符をあげている。国司に宛てたもので、痘瘡とうそうについての注意である。この病は仏教伝来とともに日本に流入したといわれるが、以後幕末までいくたびか猛威を振って日本人を苦しめる。官符には高い熱に苦しむので、「冷水を飲まんと欲するも固く忍びて飲まずこと勿れ」、あるいは「必ず温和せしめ冷寒せしむる勿れ」と親切であるが、左にあげる一条は 原漢文、

舖設ふせつ既に薄きも地上ちのうへに臥すことなく、唯床上に於いて簀席せじせきを敷きて臥息を得よ。

「貧窮問答歌」が誇張でもなんでもなかったことがわかる。痘瘡に関する注意はそれなりに評価されるが、こうした時代での「セイ本」構築の意義は大であろう。

また桓武天皇の延暦十九年（八〇〇）四月、漂着した崑崙人こんろんじんの携えた綿の種を南海道、西海道諸国に与えて栽培を奨めたが、その注意書には 原漢文、

其の法先ず陽地沃壤を簡ひらび、これを掘り穴を作ること深さ一寸、衆穴相去ること四尺、すなわち種を洗い之れを漬ひけよ、一（晩）宿しゆくを経さしめ明る日之れを植うえよ。一穴四枚の土を以て之れを掩おほい、手を以て之れを掩おほぜよ。且またごとくに水を灌あぎ常に潤うる沢たくせしめ、生を待ちて之れをくまとをまれ。

結局綿は戦国末期三河国(愛知県)でさかんとなるまで、日本では衣料品化しなかったが、右の栽培法に関する注意は、おそらく中国風農業技術と思われるが、日本の農業の起源を垣間見る思いがしなくてもない。成功不成功を問わず、善政とも考えられるこうした指導もあったことであろう。要はそれらが在地に定着することであって、それは中世と考えられるが、以下律令制から荘園制の時代に移ることにしよう。

吾川郡再編成

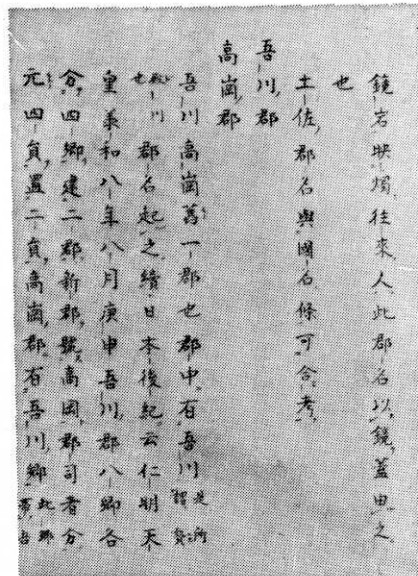
律令支配の苦悶 前田和男氏前掲「新編土佐国古代編年史料」には、天長三年(八二六)十月八日付の、「弟子僧真體亡妹七々の斎を設くる為并びに伝燈料田を入れ奉る願文」原漢文を載せている。その要点は、真體は弘法大師の弟子であって、和氣氏の一族であったが、不幸にして愛育した妹を死失させる。そこで真體は亡妹の菩提のためにこの日「先人遺す所の土左国久満并びに田村庄、美作国佐良庄、但馬国針谷田等を永く神護寺の伝法料に入れ奉る」となる。神護寺は真體の師弘法大師と関係深い高尾山神護寺で、原文は「性靈集」に収められたものである。

これはすでに筆者が「高知市史上巻」において引用、史料に見られる土佐における荘園第一号としたものである。右の「田村庄」は本来香美郡田村郷であると思われるが、「久満」―久万庄は土佐郡高坂郷北方の現高知市久万であろうか。とにかくこうして土佐国にも荘園が設置―立巻庄号―されることは、以後の在地の政治、社会に大きな影響を与えることになる。

一般に言われるところでは、律令制が荘園制に移行することは、土地国有主義が破れ、社寺、貴族等いわゆる権門勢家が、巧みに朝廷に取り入り私有地を獲得したからである。もちろん土地国有主義は律令制の根幹である。荘園の成立を防ぐために多くの制禦装置はあったが、何さまその制禦装置を運用するものが、荘園獲得者自身であったので、その効果は期待できなかったのであった。ところで、地方にあって律令制を運営する中心となるのはもちろん国司であり、その下僚の郡司であった。これら国司、郡司の施政については一部前述したが、良心的な官吏は少なく、一般に地方政治紊乱の元兇と見られている。一方では荘園は増大し、他方では貧官汚吏によって律令制そのものが動揺してくる。

前田氏前掲には、すでに貞観六年(八六四)八月九日の「太政官符」をあげているが、全国に令して太政官は「調庸の麤悪を責め」ている。抄出すれば「而して今諸国貢する所の絹布等、惣じて是れ麤悪専ら精麗なし。或は絹の如くして絹に非ず、尤も蜘蛛くまの秋網に同じ。或いは布の如くして布に非ず、連鎖の疎文に異ならず。加うるに以て尺寸多く欠く、短狭数なし」原漢文という情態であった。このように粗悪化したのは、「牧宰が専ら格制を忘れ、唯規避を事とするの所なり、法設けて行なわ」ざる結果である。すべてはすなわち「国宰押れ来り積る所」であって、その責任は重い。以後「なお粗悪が有れば、之を論じて格の如くし、曾て寛恕せず」と叱っている。ここでのいう国宰とは国司と考えられよう。その無責任の律令制に及ばず影響が、読み取られるとともに、政府もその監督に力を入れていることがわかる。

またこれは後述するところであるが、当時早くも海賊の跳梁ちゅうりょうが大問題となっていたが、その責任者として国司ははなはだ頼みにならないものであった。前田氏前掲には貞観九年(八六七)十一月十日の南海道等諸国に与えた下知書を載せている「三代実録」。それによれば、海賊を追捕せよという命令に対して国によって、「相尋いで賊を獲るの状を言上するも、今に寇盜休み難し、流聞すること此の如し、實に是国司等一境の咎を消さんと欲



「土佐幽考」(高知県立図書館蔵)

郡司らは、貢進する庸、調を都の貴族らの下僚たちに取られ、自分の食料まで奪われる始末であった。吾川郡の郡司らもこんな目にあつたかも知れない。とにかく律令支配は激しく行き詰ってきたものである。

吾川郡分割 このように動揺する律令制に対して、挺子入れが行なわれたのはもちろんであるが、そのうち前記吾川郡を分けて高岡郡を置いたことを考えてみよう。前田氏前掲には「続日本後記」より承和八年(八四一)八月として、

土左国吾川郡八郷、各四郷に分ち、二郡を建つ。新郡は高岡と号し、郡司は元四員を分けて各二名を置く。これはかりに大化改新後まもなく吾川郡を置いたとすれば、実に以後二百年をへたことになる。何故にそれだけの年次をへたものを、この時点でわざわざ分割して統治する必要があつたのか。これは前記、律令制の動揺に対処するためと考えるのが自然ではなかるうか。もちろん二百年間に郡内開発が進み、それだけ貢納も多くなる。

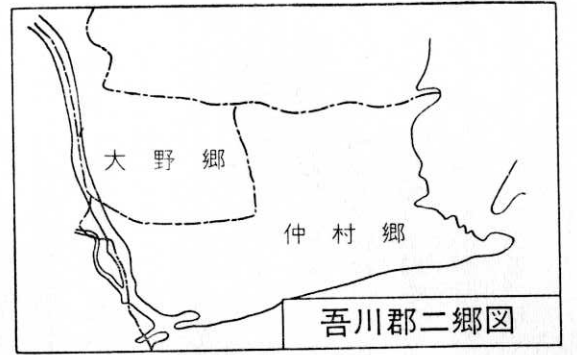
したがって分割統治の必要が生れることも無視できないが、何といつても在地を徹底的に支配するには郡司にまつはかはない、四員を二員づつとすれば同じではないかとも云えようが、郡司の下僚にはさらに書生、案主、鑑取、税長ら多くがあり、これらはそれぞれ在地性の大きなものであつたので、郡の分置は、こうした在地勢力を律令制下に改めて起用することになる。当然に支配体制は強化されるものと考えられる。

ところでこれら新郡分置と関連して考えたいのは、貞観年中(八五九―七七)の土佐各地の神々への位階の授与である。大体五位程度であつて、位一階を進めている。何故にこの時点で地方の神々の位階を昇進させたのであろうか。ここにも明らかに政治的意図が見られよう。律令制挺子入れの一つであつて、これらいわば氏神は、もはやほとんど産土神に転化していたのであると思われるが、これら氏神を通じて村々への支配を強め、動揺する律令制の安定を図ることは、けつしてありえないことではない。そのうち前田氏前掲には、貞観十二年(八七〇)十一月廿三日に、

土佐国正六位上伊勢神に従五位下を授く「三代実録」。

とあるが、伊勢神は各地に多いので、今これをどこと定めることはできないが、春野町西分には伊勢神があり、すでに「南路志」の筆者は、これを前記「三代実録」の「伊勢神」に当てている。あるいは事実であろうか。「南路志」には「往昔民每歳伊勢神宮に参詣する者あり。神主これに謂いて曰く、山海遼遠の事己に勞擾す。今此の御幣を付す、汝婦り小祠を建立し御幣を安置し、誠心崇奉の事乃ち相同じ、是より遂に祠あり」原漢文と社伝を記している。これはやや時代が下がり、前記位階の記事と多少矛盾するようでもあるが、伊勢神の社地はかつての低湿地水田付近である。早く集落が成立し、その氏神の伝統を持ち、人びとに影響力があつたと考えられるので、いまは伝えられるごとく載せた。

して天下の憂を慮わず、謀略を尽さず、搜捕に精ならざるの致す所なり」原漢文といふのであつて、ここにも一身の利害に狂奔した国司の無責任が露骨である。もっとも国司や郡司だけを責めるのは多少酷であろう。前田氏同書所収の寛平三年(八九一)五月二十九日の太政官符「類聚二代格」には、「諸司諸家徴物使」が徒党を組んで、「郡司雜掌の京に入るの目を候い」、貢進する調、庸を「先ず前分と号して官物を責め取り、次には土毛と称して私糧をも掠奪」すると叱っている。はるばる都に出た



土州吾河郡仲村郷森山地檢帳之事

ここでさらにつぎのことを考えてみよう。それは森田悌氏「平安中期郡司に
ついでの一考察」「日本歴史」によれば、松岡久人氏の説を引用し「十世紀末ご
ろから従来の律令的郡が、いくつかに分割されて郷が設置され国衙への納税単
位となり、そこには独立の郡司が置かれていたこと、かかる郡司は郷司と称さ
れることもあり、郡司と郷司とは異名同体である」という点であって、とくに
「律令的郡がいくつかに分割されて郷が設置される」というのである。つまり
その時点で郷の再編成が行なわれたことになる。この点前述吾川郡の四郷に返
らねばならないが、吾川郡四郷は大野、桑原、仲村、次田であった。しかもす
でに桑原、次田の郷名は消えてあと方もない。「長宗我部地檢帳」によれば、
桑原郷と考えられている弘岡村についても、

土佐国吾川郡大野郷弘岡村地檢帳事

また次田郷と推定される森山村（秋山村を含む）についても、

とあって、吾川郡は実は大野郷と仲村郷の二郷である。たしかにこの二郷は広域に亘って律令の郷そのままでは
なく、前記郡司と呼ばれるとともにまた郷司とよばれて、異名同体とされる新型郡司の管轄するところとなつた
のであって、そのため桑原郷は大野郷に編入され、また次田郷は仲村郷に編入となる。こう考えても不自然では
ないであろう。なおまた「長宗我部地檢帳」のほか、南北朝時代の「佐伯文書」にも、後述のように「大野、
仲村名主庄官以下凶徒等」とあって、桑原、次田の名は鎌倉以後消えている。これをさらに遡らせて、平安中期

とするには、もちろん史料不足であるが、前述吾川郡より高岡郡分置後のある時点で、律令制挺子入れとして、
郷の再編成を考えたいものである。またこれと関連して、吾川郡の奥地の開発も進む。郷の再編を機に、あるい
はより遅れるとしても、これら山間部を別一つの行政単位とすることも起ったのではなからうか。南北朝時代
のやはり「佐伯文書」に「吾川山預所職」とでるが、これらも統一的に理解したいものである。

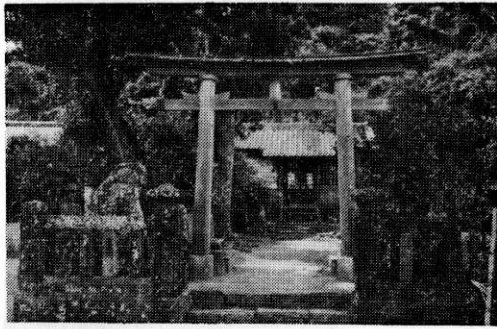
海賊跳梁—熊野神社

海賊跳梁 律令制は中央集権国家の体制である。したがって政府の命令は、直接かつ確実に地方に伝達され、
地方からの貢納ももちろん京都に安全に輸送されねばならない。すなわち、交通路の安全確保は体制の第一条件
である。そのために政府は交通の安全に留意し、とくに海上交通の確保に気を配り、国司を督励しているが、事
実はかなり早くより海賊の跳梁拔扈に苦しんでいたようである。

前田氏前掲には、承和五年（八三八）二月山陽、東海道の国司に「海賊を捕糺」を令している。この海賊はた
ぶん瀬戸内海に蟠踞したと思われるが、前述貞観九年（八六七）十一月十日にも畿内、山陽、南海道に令して、
「伊予国宮崎村に海賊群居、掠奪もつとも切なり、公私の海行これがために隔絶」である。速かに捕えよと命ず
る。この場合も主として瀬戸内海と考えるのが自然であるが、航海は瀬戸内海に限られるものではない。「土佐
国編年紀事略」の伝えるように、承平二年（九三二）四月

伊予椽藤原純友反して徒党を聚む、土佐国の別府某兵を挙げて之れに応ず「前大平記」。

となってくる。すなわち承平天慶の乱（九三五—四一）には、伊予の海賊藤原純友に呼応するものが土佐にも出た



若一王子宮(西諸木)

社寺を春野町から見出さなければならぬ。例によって「長宗我部地檢帳」を見よう。喜津賀分の西諸木には

さて事はあまりに春野町を離れすぎた嫌いがある。ここで熊野神社関係の
 社寺を春野町から見出さなければならぬ。例によって「長宗我部地檢帳」
 を見よう。喜津賀分の西諸木には

る。この時以前に熊野修験の道場がここに建設され、いわゆる別府山五名の
 莊園が設定されるのであった。神社には岡本健児氏の調査研究も行なわれ、
 遺物が発物されて修験道の道場であったことが確められた。⁽¹²⁾また「佐伯文書」
 に宮方として「熊野山凶徒」とあるのは、ここ横倉山とされている。また少
 しおかれて久安五年(一一四九)には、長岡郡本山郷(本山町)寺家に長徳寺
 が建立され、安元二年(一一七六)には土佐の国庁から同寺周辺が吾橋庄た
 ることを認められる「長徳寺文書」。もちろん熊野領莊園である。

南に突出し、港湾に富む地形と相まって古来海上に進出する沿海住民は、自然水軍ともなり、その守護神としての熊野神社の一面が考えられる。修験として山々に荒行を展開するとともに、海上にも進出するのがこの地方のありなれである。そうした熊野を海上安全の味方にするため熊野神社は崇拜を受けることになる。こう考えられないだろうか。院政時代熊野の信仰はきわめて厚く、上皇、法皇の熊野行幸は頻繁であり、沿道には宿駅も発達する。こうした熊野の繁栄は、第十世紀以後の律令制動揺崩壊期における、以上の海賊との関係を考える時自然に理解されるのではなからうか。

かくて水陸両方面に発展する熊野神社の勢力は、古代末期より先達―修験を先頭に全国各地に熊野の莊園を生み出すことになる。「土佐国編年紀事略」によれば、保安三年(一一二二)横倉神社(越知町)の宝器が鑄造され

のであった。「編年紀事略」の編者中山巖水は、「別府」を各地にあてているが、「安芸郡の室津氏別府と称せしよし」は可能性があるように思われる。土佐沖も波静かではない。「土佐日記」承平五年(九三五)正月廿五日にも、「かいぞくおひくといふこと、たえずきこゆ」と海賊の追撃の風聞に恐怖している。前々年の承平三年(九三三)にも、「南海国々海賊未だ追捕に從わず」とあるが、海賊追捕の責任者は国司であった。国司がその帰任に海賊に怯えるのは、海賊の仕返しを恐れたといわれるが、まったく海上は無警察の状態であったことがわかる。これでは律令体制の維持が困難であるばかりでなく、莊園体制も維持できない。封建性への移行あるのみということになる。

ところで承平天慶の乱は海賊跳梁の一つの山のようであって、その点について考えられるのは、熊野に対する信仰の高まりである。前田氏前掲には、天慶三年(九四〇)二月一日付の「石清水八幡宮記録」に、

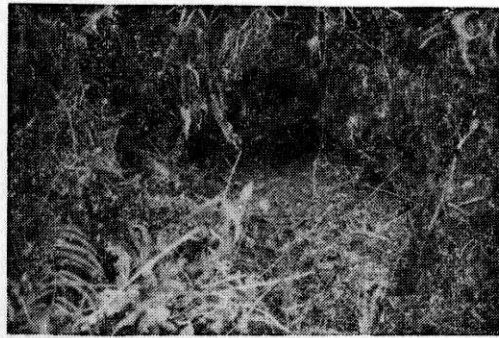
伊弉冉尊与熊野神別事略

(三)

天慶三年二月一日丁酉、諸神十二社位記請印、去る承平五年海賊の事祈り申さるゝの故なり、一品備中国吉備津彦命、正一位紀伊国熊野速玉神、土左高加茂神云々 原漢文。

と示し、また同書所収「長寛勘文」には同様のことについて、海賊追捕を祈願した十三社を「一品吉備津彦、正一位熊野速玉神、熊野坐神、高賀茂神、正二位伊曾野神、野間神、正三位三坂神、正二位天石門和氣八倉比売神、正四位下湊口神、伊津岐島神、速谷神、正五位下海神、水主神」抄出とあげている。いずれも海上の神である。土佐の高賀茂神―土佐神社が海上の神とは、土佐の一宮であったので海浜の国として自然に信仰せられることになったのであろうか。⁽¹¹⁾

こうした海上の守り神のなかで、熊野神社はとくに重要な意義を持つのではなからうか。紀伊半島ははるかに



竈 跡 (芳原大芝)

これに隣って「柏尾山本坊」「東坊寺中」とあって、高度およそ二百メートル柏尾山の山頂近く、三つの堂舎が地検帳の時代なお存在し、また吉原村には「柏尾領」とその所領がかなり出ている。この柏尾寺については、なお南北朝時代の項で後述するが、前述熊野修験と考え合せて、古代末期ここに創設された、とすることはできないだろうか。柏尾山の南麓には前述若一王子神社も鎮座している。「南路志」には往年の寺院繁昌が伝えられるが、これは地検帳よりさらに以前に属する。中世以前であろう。山岳仏教から考えて、古代末は自然と思う。ところで、柏尾山の東麓大芝への入口小芝には、道路沿いに約五メートルほど上ったところに、古えの竈跡がある。畑の斜面には直径約一・三メートルほどの焼土の穴が四カ所ほど現われ、しだが生えている。案内された中山太郎氏（一八九二―）からの聴込みによれば、少年のころには多くの土器片が発見されたという。その一部を見ることができたが、岡本健児氏によれば、平安時代の土

かには、信者を伴ってはるばると熊野へ参拝したのもあったであろう。もちろん古代末に限らず、中世あるいは近世にもその信仰は続けられる。西諸木の若一王子神社に伝えられる太刀踊は、近世成立と考えられているが、その地唄の文句ははなはだ古風であって、伝統の古さを語るようである。伝えられた史料のない現在これ以上は追及できないが、ここで芳原の柏尾寺について語ろう。

「長宗我部地検帳」喜津賀東分には

柏尾山堂床
一、六代 本尊 観音

同 同分
同 じ

とある。これも同様であって、「南路志」には吉原村に
王子権現 祭礼九月九日
とある。なお同書には後述の本山茂辰の永禄元年（一五五八）十一月晦日付棟札を保存したとあり、またもとは同村北川内に鎮座したのを、永正十六年（一五一九）領主隠岐守元国が現在地に遷したとも伝えている。元国は蓮池城の大平一族と思われるので、当時おおいに尊信されたものである。このほか地検帳には、弘岡中に「ウジノ前」これに近く「王子僧給」等のホノギがあり、ここにも熊野関係の若一王子がある。

さらに地検帳には、弘岡下にあたって「若王子」のホノギがある。ここにも社は見当たらないが、若王子―若一王子は熊野神社のことである。これらのなかには、古代末熊野信仰隆盛のなかで、先達―修験によって春野地方に伝えられ、あるいは従来の神々とともに、またあるいは新たに神社を建てて祀られたものであろう。先達のな



柏尾寺 (喜津賀東分地検帳)

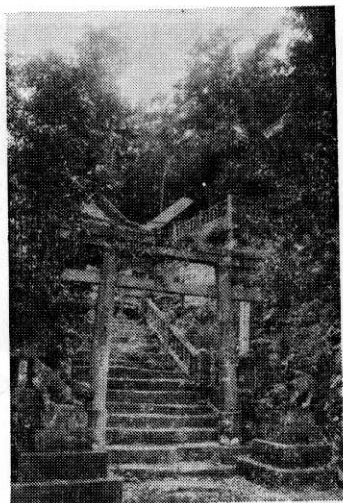
林有
一、王子権現 社有
とある。もちろんこれが「南路志」の西諸木村に、
若一王子 祭礼九月八日
である。両者名称は異にしているがいずれも熊野神社のことである。また同じく「長宗我部地検帳」所収の喜津賀吉原分には、

若一王子
一、五代 宮床

同 同村
同 同分
同 じ

とある。これも同様であって、「南路志」には吉原村に

王子権現 祭礼九月九日



住吉神社(甲殿)

器片といわれる。この竈で焼いたことにはまちがいないので、何の為に焼いたのであるか。前述大寺のためか、それともここでいう柏尾寺のためか、まことに知りたいことである。場所からいって柏尾寺用と考えるのが自然であろう。なお今後の研究によって、春野町の歴史にさらに新しい知識の加えられることを期待したい。

住吉神社 自然編でも述べたように甲殿の住吉神社付近は、

岩礁、海岸、木立、社殿とまことに雄偉豪宕な風景であつて、文庫の鼻へかけて町内一の絶景である。神社は和泉(大阪府)の住吉神社よりの勧請と伝えられ、古来海上の守護神である。ここ甲殿川河口付近に住み付いて海上に活動した先祖たちが、みずからの祖先とともに、全国的に有力な神の神霊を迎え、合せ祀つたとしても自然である。「南路志」によれば原漢文

旧伝に曰く、時に夜々異光甲殿の海上に現れ、里人聚り觀て之れを異とす。其の光漸く海岸に近づく、漁人取りて之れを觀る。古器中に神人の像と明鏡二面有り、人以て神と為し、相共に地を撰んで小祠を営み、里の社神と為す。後神降て言ふ、吾は住吉四所大明神なり、泉州塚浦に垂跡より年月既に久し。然り而して一旦海濤衝く所の為に祠壇頽廢、靈宝漂流停止する所無し。偶ま随縁に就いて此れに至る。吾猶禍災を消除せんと欲す、人を使用して各祈願を充たさん。特に応に小兒の瘡の難を護せしめ、各福寿を保つを得しむべし。吾大手の港口に居し、以て毎に魔障の来る者を防がんと欲す。其れ宜しく吾が祠を彼に移すべし、凡そ祈る者必ず紙羽の矢を以て固く社内に藏せよ。魔障の来る吾れ必ず射て之れを退けん。他日其の之れを試み看るに必ず此の物無し、是れ吾が魔を射るの証なり。又甲殿の一村蛙虫を河水に棲ましめず、是れ亦た吾が誠むる所なり。神言甚だ明正なり、是に於いて新たに宮を港口に構え、祈るに必ず矢を以てす。其の矢皆紙を以て羽に代う

るなり。毎歳の終り之れを開き視るに果して遺矢なし、昔人嘗て此の事を疑う者あり。矢を作り固く謹んで封緘をなし、自ら之れを社内に藏す。後日行きて之れを視るに封緘故の如くして矢見えず、其の人始めて疑いを解き大いに信心を生ず。里人或る夜深け人の静まるの後暗りに矢の遠く海上に鳴るを聞く。且つ一村の中絶て蛙虫無し、嗚呼神の徳の威其れ盛なる哉。

はなはだ神秘的である。今とは違い多くの人びとは、こうした神の威力をすなおに受け容れたことであろう。とそれほどに疫病を含めて自然の猛威の前に、人間は無力であつたからである。まして海岸の岩礁に暴浪の寄せるとき、また暴浪で甲殿川口の擁塞される時、人びとは神の力を認める。それだけにまた怖れも大きいのであつた。それにもまして前記海賊の脅威もあつたことであろう。住吉神社付近こそは、漁村が成長したように、海賊を警戒するには、魚群の接近を知ると同様に好適の位置である。地検帳には、

住吉大明神宮床 板フキ也
一、参代 本社壹間四方 横殿二間三間カヤフキ也 森山分
御宮御蓮池より仰付らると有

と出ている。また「南路志」にも同社の棟札に「文明三年卯三月廿三日 建立遷宮、其の後明応元壬子八月廿五日 修覆、永正十一甲戌三月十三日、再興遷宮、享祿戊子八月十一日 再興、永祿元戊午二月廿八日 再興、天正十五丁亥四月十三日 新建立、慶長十五庚戌九月十二日 修覆、寛永十五戊寅九月十三日」とあつて、第十五世紀と比較的新しい時代の鎮座であるが、事実をはるかに古いものと考えられる。

古代末の政治、社会

在庁一在庁官人 第十世紀以後律令制は動揺崩壊の道を辿り、その要となる土地制度は、荘園の急速な増大が

あり、また地方制度の根本である国司は、貪官汚吏として政務を怠る者が続出することとなったが、とくに国司のなかには地方生活を好まず、いわゆる通任（通任）として自身は任国に赴任せず、目代と称する代理を派遣し、その収入は抜目なく入手するという状態となった。地方政治の紊れは収拾することが困難となってきたが、これら国司の通任のなかで、国府にあって実際政治に当たるものは、在地の有力者―豪族であった。これら実際政治の衝に当る有力者が、在庁（ざいちょう）または在庁官人と呼ばれるものである。

以下あげる「十訓抄」「新訂増補国史大系一八」の記事は、秋山種間寺のことであるが、これにはからずも在庁が出る。種間寺の問題としてよりは、むしろ在庁を考える史料として左にあげることにした。

土佐国に胤（種）間寺といふ山寺有り。件の住僧を当国の在庁相（かたらひ）からひて云ふ。我れ大般若經書写の大願あり、汝助成結縁すべし、用途はさたし与ふべし。傍輩どもにかたりてかゝすべしと契て年序をへけり。そのうち全く用途を沙汰するに及ばず、しかれども此の僧善縁のしかるべきことを悦びて、自力をばげまし漸々に其の功を終りけり。よって件の在庁に彼の御経こそ出来て候へ、用途は後々にも給うべし。誂へかゝせたる輩多く侍り、今におきては先ず供養をとぐべしと云いければ、願主悦びて供養をのぶるとき、にはかに辻風出来て、彼の経巻を巻いてことごとく虚空へふきあげて、聴聞に來り集る道俗あやしみなす所に、しばらく有りて経巻みな白紙となつて落つ。ただ大文字の四句の偈（うべ）ばかり此の紙に顕現せり、其の文に云ふ。

檀那不信の故料紙は本土に還る。經師信ある故文字は靈山に留る 原漢文。

これは種間寺に伝わる白字大般若經の奇蹟の物語りであるが、ここで問題にしたいのは、僧侶に大般若經書写を依頼しながら、「用途」―書写の費用を支払わなかったらしい「在庁」のことである。彼らは「相かたらひ」とあるように、国司の下僚として数人いたことがわかるが、僧たちに大般若經書写という大事業を依頼するとなれば、相当の費用は覚悟しなければならぬ。彼らは豪族であるので「用途はさたし与ふべし」とその資力はもち

ろんある。しかも彼ら支払う意のない在庁は、僧の「用途は後々」でもよいというのに喜んで、まず書写完成奉納となる。天上の仏からは、もちろん在庁のずるさがわかつていたのであろう。右の奇蹟となる。いや天上の仏ではなく、力に任かせてずるいを繰り返していた在庁に対する人びとの怒りが、この説話を支える条件であらう。在庁を考えるによい史料である。上は国司から下は在庁まで、こうしたありようが地方政治を紊っていたものである。

ところで在庁を国司と同様として一括するには問題があらう。国司が任国に赴任せずその収入だけを私するのに対し、在庁はそれぞれ在地した豪族として、その占有する土地を管理開発する役割を果たしている。これは荘園の実際の所有者として、有力者に名目上寄進した人でもある。つまり大土地所有者である。土地国有主義崩壊のなかで、実力をもって土地を集めたものである。前田氏前掲には、在地にこうした大土地所有者の台頭の例がいくつか示されている。早い所では仁明天皇の承和元年（八三四）二月十日付で、柳瀬名本（主）が「柳瀬名四至勝示」を書き残したのであって、この文書には年代について疑問がすでに持たれているが、この物部川支流上韭生川沿いの柳瀬名が、相隣る名との境界を明示して、その境界内は自己の所領であると、宣言かつ上司よりも承認されたことは、在地の実力者による土地所有の前進として、時代をはるかに下げてても意義のあるものである。

また前田氏前掲には、「安芸文書」から応徳二年（一〇八五）の「福良専当外二名連署塚定書」として、幡多郡三原郷（村）と推定される地域で、福良専当名ら三名が、所領を中分して新たに名の境界を設定している。中分は多くは鎌倉時代のことであり、年代はこの場合も多少問題は残るが、その以前すでに名主と称する有力な土地所有者が現われ、それぞれ境界を主張していたことは明らかであって、これら在地の有力者は次の時代の歴史の担い手になっていく。

宇賀長者 以上のような大土地所有者—在地の有力者名主たちは、たいてい土地を占有するともに、多くの隷属民を従えていた。これら隷属民は下人とか所従とかいったが、「今昔物語」によれば、この時代かなりに農具が豊富となっている。同書に「土佐国妹背行きて知らざる島に往く語」(宿毛市沖島)とあり、それによれば、

今は昔、土佐国幡多郡に住みける下衆有りけり、己が住浦には非らず他の浦に田を作りけるに、己が住む浦に種を蒔きて苗代と云ふ事をして、植ゆべき種に成りぬれば、其の苗を船に引き入れて植人など雇い具して、食物より始めて馬齒、辛鋤、鎌、鋏、斧、鐮など云ふ物に至るまで家の具を船に入れて渡りけるにや(略)。

以上には、二つの主要な内容がある。前述のように数多い農具のほかに、米作りに大きな前進のあったことである。直蒔から苗植—田植えとなったことである。これは平安時代と考えられ、稲の根刈りとともに水稻栽培技術の大進歩である。以上の二点のほかに、なお下衆といわれながら他所の浦に水田を持ち、さらに多くの人を従えて田植えをすることである。これらが前記名—名主である。農事に勤しむ生産力の担い手であり、在地の有力者といえるものである。

ところで春野地方の東半仲村郷は、長浜村(高知市)にも拡がっていたが、この長浜村には宇賀長者の伝説がある。この伝説を歴史の上に位置させたのは「土佐幽考」であって、同書によれば原漢文

宇賀神は吾川郡長浜村川の北岸橋の畔に在り。里人伝えて曰く、宇賀社又は惣藏なりと。且つ云う、古宇賀長者有り子孫今に国内に現存す、是れ其の神なり。夫れ長者は此の地の大富豪なり、居宅巨大棟細画。此の地より西戸原に至り周り数十町なり。又同村海浜に小丘有り、糠塚長者と号し年々の捨て糠積りて山と爲るなり。按ずるに隠岐国周吉郡国府辺東郷一峰これを惣藏と謂う。土人曰く往古国中の新穀を集めて以てこれを祭るなり。茲を以て、当社を考うるに、蓋し稲靈宇賀魂を祭るなり。公家一統の昔是こに於いて当一州の官倉を建て、正税、公廩及び雑糧を積貯し名づけて惣藏と号し、稲靈を齋き以て惣藏社と称するなり。ここに掲ぐる長者は則ち官倉の守衛の長にして、官倉の長大を誤伝して長者の巨宅と称し、訛拝して

糠塚と爲すのみ。

「土佐幽考」の筆者は、宇賀長者を官倉の守衛の長であって、長者の巨宅は実は官倉の巨大さの誤伝であるとしている。さすがである。近世末まで長浜には藩の蔵が、新川川出口の雪蹊寺山門の近くにあった。吾南の年貢米が送られてきたものである。国司、郡司制のもとでも、郡衙の蔵のほか、ここ長浜には水陸の要地として蔵が建てられ、あるいは浦戸を通じて貢納されたこともあると思われる。「土佐幽考」の見解は理に叶うと思う。しかしながら「土佐日記」には、長岡郡池(高知市)に、すでに都の貴人の娘を迎えて妻とする豪族が生まれている。ここ長浜にも宇賀神を祖神として崇拜する長者がでもまた不可思議ではない。前記農具の豊富さもこの点を支持するし、また鎌倉時代には、雪蹊寺の前身高福寺を建立する有力者も出る。筆者はむしろすなおに、宇賀長者と伝えられる有力者の出たことを考えたいものである。もっとも官倉守衛の長が長者であってもよい。

さて平安時代末期建立の、高知県の誇る文化財に大豊町豊永の豊楽寺薬師堂がある。この本尊薬師如来(伝釈迦如来)には、多くの銘文が記されている。全文を前田氏前掲は収めているが、はなはだ難解であって、今日はとんどその内容を把むことが不可能であるが、日付は「仁平元年八月四日貢上」とあるように、仁平元年(一一五一)のもので、またこの仏像奉納—寄進者は、「歳卅八木女氏」あるいは「歳卅女佐伯氏」また「歳卅宗我部千永」等八木、佐伯、宗我部の姓を名乗っている。このうち八木氏は、長岡郡本山郷(本山町)の豪族で、後吾川郡に進出、弘岡の吉良氏を滅ぼす本山氏と考えられているが、また「土佐日記」に出る八木保則との関係も考えられる。とにかくこれら豊永の豊楽寺薬師堂建立者こそ、伝説宇賀長者の歴史上の姿であって、その富と力とをもって、文化財を後世に遺したものである。もちろん種間寺の大般若経書写のように、書写の費用をけちる在庁とは異なっているが、本来は同一の階層にちがいない。

ろうとして、蓮池権頭家綱らに殺害される。家綱は平氏の平重盛家来とあるほか何の伝えられるところもない。一体こうした事態がどうして生まれてきたのであろうか。以下蓮池権頭家綱を知るために、若干この時代について考えることにする。家綱は前記在地豪族であって武士の道歩んだものである。したがって問題となるのは、土豪の武士への歩みであり、さらに源平二氏中心の組織化である。一般には国司制の動揺崩壊のなかで、地方に治安の乱れがあり、実力者が自衛のため、武装し武士化への道を辿るとされることである。さてこれら土豪の大土地所有には、土地国有主義からの制限束縛があったので、彼らはある時は国司を通じ、またある時は権門勢家に頼って、その土地の実地上の所有の保証をうる。これが十世紀以後急増する寄進地系荘園といわれるものであるが、けっしてその土地所有は安全とはいえない。つねに警戒を怠ってはならないことであって、前述名の境界の決定―確認等もこれと関連して理解されることである。

前田氏前掲には、荘園支配そのものが、すでに平安末期より動揺していることを示した文書を収めているが、とくに「石清水八幡宮記録」によれば、土佐国奈半庄(奈半利町)等は、「八幡宮寺宿院極楽寺」の寺領荘園であつたが、「爰に本寺の勤めを致さざるの庄々」として咎められる。よつてはこれらの「庄々は旧例の如く極楽寺院主早く領掌せしむべきの由、宣旨を下されるは、旧例に任せ寺家仏事を勧修し、天長地久の御願いを祈り奉る」ようにとの勅令が出されたのであつた。奈半庄等の在地土豪が寺の勤めを怠つたものである。また同書には、この点について保元三年(一一五八)十二月三日の、同じ石清水八幡宮の極楽寺領荘園土佐の有井柑子園(大方町)等の「領家、預所、下司、公文ら或いは先祖の謫状有り」と号し、或いは相伝の文書と称し、異論を致し領を掠むるを企て、兼て又由緒有り伝領せしむと雖ども、子孫断絶の処々は本所に付ける事」原漢文を載せている。この場合も荘園の下級支配者―実地上の荘園所有者が、一度は頼んだ名目上の所有者―本所のいうことを聞かなくなっているのであつて、歴史の流れからいえば、在地の大土地所有者の成長ではあるが、荘園所有者にとつては、収入の減少に連なる困つた事態というほかはない。同文書にはこれによつて「止むなく神事やもすれば違例に及び、有限の御領は徒らに他家に属し、神慮測り難く、狼戾極まりなし」と嘆き怒っている。しかも先例によつて催促すれば「使者を追い返し、所当を遁避」する始末と困却する。

前田氏前掲が、こうした荘園本所の嘆きを伝えたくち、同じ「石清水八幡宮記録」に「土佐国夜須庄」が出る。承安元年(一一七二)十二月十二日のものである。夜須庄は後に源希義のため呼応した夜須七郎行家(宗)で有名である。行家は源頼朝より地頭に任ぜられるが、この時点でも、行家かその父祖の代として夜須庄の事実上の領主であつたと思われる。荘園本所の嘆きは他方では在地の有力者の勢力拡大であつた。夜須庄での具体的な動きは伝えられていないが、この文書からそうした歴史の動きは確かめられる。敵対者蓮池権頭家綱もそうした荘園関係と考え合せてはどうであらうか。

本書は前述吾川国造を推定し、その中心をむしろ高岡郷ではないかと考えたが、仁淀川右岸自然堤防の西端に接して蓮池城跡があり、その西方には広く低湿地が展開する。現在は藺草の好適地となっているが、これが初期の水田を提供し、ここに在地勢力が生まれる。高岡郡となつて後も、いよいよその比重を増し、さらに高岡庄と改変された後にも、大勢に変化はなく、ここにおそらく国造―郡司としての伝統を持った有力者が発展し、最後の姿を蓮池権頭家綱として捉えてはどうであらうか。家綱は行家と考えるところを異にして平家に組する。それぞれ判断するところがあつたであらう。在地勢力として土地所有を安全にするには、もはや天皇―摂関よりも院よりも源平である。武門の棟梁に依頼することこそ、その利益と安全を守る道とは両者共通であらう。

貞元年中（九七七頃）源満仲が、塔婆一基を足摺の金剛福寺に建てたことは「土佐国編年紀事略」、源氏勢力の土佐への進出とも見られるが、時期としては多少早く、結局在地はなお源、平二氏と直接結び付くことなく天皇一撰関に院にと動揺したのであるが、「足摺文書」の伝える、平治の乱後二年の応保元年（一一六一）の、「当郡主宗我部氏滅亡刻」の争乱は一つの画期と考えられ、急速に土佐は平家方として編成を受ける。とくに治承三年（一一七九）のクーデターで院政全面停止となり、翌年土佐国は平教盛の知行国となる。土佐全般が平氏の所領となり、国司も平氏が任命することになる。こうした平氏支配のもとで、前記蓮池権頭家綱は、土佐権頭としてかつての国司の如く土佐の実際政治を任せられ、赴任することのない平氏一門に代って土佐を支配する。当然源希義監視にも当たっていたのであって、平氏の命により機を逸せず後述のように希義を殺害することになる。

種間寺 春野町秋山には種間寺がある。先年の台風に本堂大破損の災害を受けたが、今年昭和五十年（一九七五）十一月には新本堂落慶の予定であって、壮大な伽藍は天を仰いで聳えている。この寺院が四国八十八カ所第三十四番の札所として信仰を集めているのは周知であるが、寺伝によればその由来はまことに悠遠である。「南路志」により示そう抄出。

神武天皇より三十一代敏達六年に百済国の王子仏工、寺匠を貢し、其の後用明帝の御宇に四天王寺なれり。同じき皇の御子厩戸の王子の御草創なり、されば此の王子を聖徳太子と名付け奉る「略」。かくて四天王寺造功おわり仏師、工匠漢土に帰らんとするに、俄かに風加はり波高く成りて、船中の数輩所々の浦々に船をよす中において、当国吾川郡中村の郷に来れるもの、葉師如來の尊像をつくり、もとの山の頂上に一字の伽藍をたて尊形を安置せしめ、わが古里に帰らんとねがわしむ。其の志二十六十二の神力にこたへけるにや、天上より兩鶴飛來衆人を羽にのせ漢地の旧里にいたれりと。これ則ち造像の善根を植えし故なればとて、修因の功を残さんために種間寺の称号をつく。

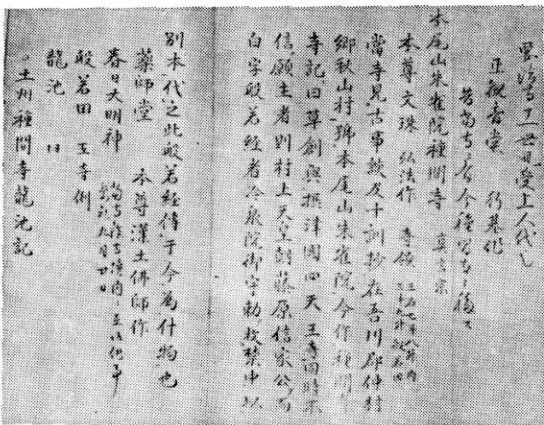
「春野町史」稿本の筆者は、山根の遺跡と対比して、種間寺の古さを肯定している。かりに聖徳太子は古きに過ぎるとしても、大寺を考えても、種間寺が古代に創建されたことは事実と考えられよう。秋山地方への仏教の伝播も自然の動きである。

「南路志」はさらに寺伝を続ける。

既に年つもりければ破損に及べり。爰に人王五十六代清和天皇の御宇貞観年中に、粟田の関白道兼公の嫡子藤原の信衡此の国に配流し、年を経て其の子信定二親進孝のために山頂をくだし麓に御堂をかまう。参詣勞あればとなり。此の時仏殿の再造成就の上は入仏供養をとげんとす。ときの住持南照上人導師のあつらえを領掌しける。夜夢中に老翁来り告げて曰く、我は釈尊の滅後五代山の主となりて閑住す。今や西天に出現し毘盧摩和尚と仮名せり。仏闍造主の篤信を感じ、供養をなさん為に此の場に現來すと。上天下地の善神護法供物をさげ、花ふり異香四方にみち、光明白然として日月のごとし。音楽山野を動かし、穢土の相を変じて瑠璃界と成し、凡身即物を覚らざれども、眼前に見ると夢さめけれども不思議の心絶えず、はやばやと仏場にもうで見ると、香花燈明は夢中に違わずして、供養の導師影向の諸天帝釈善神は見えす成りぬ。

これは新堂舎落慶の模様であろう。夢に托した誇張も、当時の人びとの純真な信仰を語るものと理解されるものである。なお藤原氏系図によれば、道兼は花山天皇の時であるが、この場合その詮索はあまり必要でなく、信仰の姿を示すものとして考えてよいと思う。

「南路志」はさらに寺伝を続ける。いわゆる「白字大般若経」の



「南路志」(高知大学図書館蔵)

由来である。

其の後数十年を経て村上天皇の御宇康保の初め、藤原の信家公を勅使として種間の額を給う。時に信家公医王美逝の靈徳を感じ、大般若經一部六百巻を書写せしめ納め奉らんと願ひ玉うに、何國ともしれず行脚の僧人來り。われ君の願ひをとげんといへり。殊に能書なれば信家幸いのおもいをなし、やがて料紙を用意し書き始めんとす。行脚の僧御堂にこもり、一行々に三札をなし三年三月に六万の句軸成就せり。筆者の沙門法宝の供養をせんと請う。しかるに時の寺主ゆるさずして施主にうったう。願主も又寺主に同せり。筆者の僧いかりをなして曰く、我が書写の経句なんぞ凡僧の供養に堪えんやと、但護有善神はからい玉へと高声に天に呼ぶ。

以下は前述「十訓抄」の記事と同様であって、大風起り人びとの驚きのなかで経巻は空に舞いあがり、そして白紙となってまた地上に落ちるといのである。四句の偈は「南路志」の寺伝には、

師は信力ある故に文字は靈山に納まる、願主は信ぜざる故に料紙は本土に還る。

とまた多少違っている。ここでもまたその違いを問題としないことにするが、「十訓抄」の記事の方がより事実を伝えているようではある。いずれにしても信仰厚き時代の所産である。

さて「高知県の文化財」によれば、種間寺蔵の木造薬師如来坐像は、大正二年（一九一三）八月二十四日付国の指定する重要文化財である。春野町としてはまこと唯一のものである。その構造は、

寄木造、彫眼、漆箔、像高一三・八センチメートル

通形の薬師如来坐像である。

肉髻は高く螺髪は小粒に揃え、丸顔に極めて温年な面相を作り、軀軀は肉取り豊かで堂々とし、膝張も広く、典型的な藤原調の姿である。ただ衣紋線が平行的な線の繰返しで柔らかみを欠き、全体の調子を平凡なものとしている。しかし大像をよくまとめ、温雅な、土佐では数少ない定朝様の雄作である「高知県の文化財」。

専門的な説明であるが、藤原調定朝様の作品であるから、前記寺伝の聖徳太子は古きに過ぎるのであろう。ただし寺の運命は長い歴史に動揺を重ねているので、強ちにその寺伝を否定するにも当たらないと思う。とにかく国の重要文化財が春野町に伝えられていることを喜ぶべきである。この仏像が平安時代末期都で製作され、はるばると海山を土佐に送られ、ここ秋山の種間寺に納められ、善男善女の見守るなかで本堂に安置されたとする。想像しても身の歴史のなかにあるを感じるのではないか。

註1、岡本健児氏によれば、山根遺跡には

弥生時代前期 (BC 200 - BC 50)	山根I式土器、西見当式土器、大篠式土器
同 中期 (BC 50 - 150)	田村式土器、城式土器、北カリヤ式土器、神西式土器
同 末期 (150 - 300)	寺門式土器、住吉式土器

以上のすべてが出土したという。

- // 2、山を森林として利用するのは、主として近世以後都市の発達による。
- // 3、高知市朝倉の朝倉古墳、朝倉神社、宮前低湿地は一つの組み合わせになっている。
- // 4、調査によれば、低湿地水田地帯は案外に干害に苦しむことが多く、現在ではかなり弘岡井筋の灌漑を受けている。
- // 5、地域的なまとまりから、土佐国造は土佐郡、長岡郡、香美郡にわたる高知平野を一区画として生まれたものと思われる。

// 6、弘岡は現在一般的な地名であるが、地検帳によれば、弘岡村のなかにさらに小村弘岡村がある。現在の弘岡上公民館付近であるが、もちろん現在は消えている。こうして地名の変遷も激しいが、桑原郷が弘岡村に変わったとすれば、この小村がまぎれもなく桑原郷の中心である。日奉部夜恵はここに住んだかもわからない。

// 7、仕丁が中央の文化を伝えたとするのは推定であるが、「万葉集」には防人の歌や東歌がある。その反対も考えてよいのではなからうか。

// 8、香美郡土佐山田町岩積には環留石留神社があり、その地は「古えけだし大堰あり、今地を鑿ること数尺、旧石堰数里

にわたりこれあり」 「土佐国編年紀事略」原漢文とある。

〃 9、甲殿の住吉神社は痘瘡に靈験ありとされた後述。

〃 10、藤原純友は自身幡多郡を侵して放火、またその妻は幡多郡松尾坂（宿毛市）で憂死したという「高知県史古代中世編」。

〃 11、「土佐国編年紀事略」によれば、長宗我部時代、「廻船大法」は土佐神社に蔵せられていたという。

〃 12、岡本健児氏によれば、横倉山は発掘された須恵器、経筒から平安時代開基という「高知県史考古編」。

〃 13、土佐における国司制の動揺、崩壊については「高知県史古代中世編」参照。

〃 14、これら名主は長者とも呼ばれ、その構造は森鷗外の「山椒大夫」の示すところのようである。

〃 15、明治初年西畑村では、この蔵の払い下げを受けて小学校々々とした。

中世編